**福山市｢食｣の自立支援事業 実施要綱**

（目的）

第１条　福山市「食」の自立支援事業（以下「配食サービス」という。）は、栄養改善が必要な在宅の高齢者等に対し、訪問により定期的に食事を提供するとともに、安否の確認をすることにより、健康で自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、福山市とする。

（対象者）

第３条 対象者は、市内に居住する者で、次のいずれかに該当する者とする。

（１）　６５歳以上の在宅にある一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者であって、安否確認が必要であり、かつ栄養改善の必要性が認められる事業対象者、要支援及び要介護認定者。

（２）　身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかを所持している者

で必要と認められる者。

２　事業対象者とは、次のいずれかに該当する者とする。

（１）　６５歳以上の者であって基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者。

（２）　要介護認定等を受けていた者が非該当と判定された者、又は新たに要介護認定等の申請を行い非該当と判定された者について、基本チェックリストを実施した結果、生活機能の低下が認められた者。

（配食サービスの内容）

第４条　配食サービスの内容は、次のとおりとする。

1. 栄養改善が必要な高齢者等に対し、食事を訪問により定期的に提供すること。

ア　利用回数は、利用者の必要に応じ、月曜日から日曜日までの内週５日以内とする。

イ　配達をする食事は、昼食又は夕食のいずれかとする。

1. 訪問の際、安否を確認し、健康状態に異変があった場合には、関係機関への連絡等を行うこと。

（配食サービスの委託）

第５条　市長は、配食サービスの実施に当たり、円滑かつ適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、又は「民間事業者による在宅配食サービスガイドラインについて」（平成８年５月１３日老振第４６号老人福祉局長通知）の内容を満たす民間事業者等（以下「受託機関」という。）へ委託できるものとする。

２　受託機関は、業務の実施に当たり、原則業務を第三者に委託、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときはこの限りではない。

３　市長は、いずれの受託機関も訪問することが困難な地域への食事の配達について、宅配便事業者に委託できるものとする。

（委託料）

第６条　委託料は、別表１のとおりする。

（配食サービス利用の申請）

第７条　配食サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、福山市配食サービス新規利用申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　第３条第１項第１号の規定に定める対象者の申請（変更・廃止を含む）に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は小規模多機能型居宅介護（以下「代行申請者」という。）が行うこととする。

３　前項に規定する申請に当たっては、インフォーマルサービスも含めた社会資源の状況を勘案して、利用調整することとする。必要書類は「利用者基本情報」「介護予防サービス・支援計画書」等を作成することとする。

（配食サービス利用の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、利用の必要性を判断して、配食サービスを利用することの適否を決定し、福山市配食サービス利用（変更）決定通知書により申請者及び受託機関に通知するものとする。

２　市長は、利用を認めないときは、福山市配食サービス利用却下通知書により申請者に通知するものとする。

（配食サービス利用の変更）

第９条　利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、第７条の規定により行った申請の内容に変更が生じたときは、福山市配食サービス利用変更（廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、変更の必要性を判断して、配食サービスの利用を変更することの適否を決定し、福山市配食サービス利用（変更）決定通知書により利用者及び受託機関に通知するものとする。

（配食サービス利用の廃止）

第10条　利用者は、一時的又は短期的に決定された利用日に利用できないときは、あらかじめ利用日前日までに、受託機関に連絡しなければならない。

２　利用者は、決定された事項の廃止を希望する場合は、福山市配食サービス利用変更（廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、福山市配食サービス利用廃止通知書により、利用者及び受託機関に通知するものとする。

４　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第２項に規定する申請によらないで、決定した事項の内容を廃止することができるものとする。この場合において、市長は、福山市配食サービス利用廃止通知書により、利用者及び受託機関に通知するものとする。

（１）第３条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（２）３か月以上継続して利用しなかったとき。

（３）疾病等により入院治療が必要になったとき。

（４）その他市長が配食サービスの利用が不適当と判断したとき。

（利用料）

第11条　利用者は、利用料（食材料費及び調理費相当額等）として高齢者食（普通食）は1食につき別表２に定めた額を上限として受託機関が定めた額を、エネルギーコントロール食・減塩食等の特別食は1食につき受託機関が定めた額を受託機関に支払わなければならない。

２　利用者は、第10条第１項に規定する連絡をしなかった場合は、利用料を支払わなければならない。

３　利用料の徴収は、受託機関の責において行うものとする。

（代行申請者の責務）

第12条　代行申請者は、利用者の内第３条第１項第１号の規定に定める対象者に対し、定期的に心身の状況、その置かれている環境、家族等の希望等の情報を収集、分析をし、受託機関等と連携を図り、｢食｣の自立の観点から食関連サービスの利用調整を行うものとする。

２　代行申請者は、食関連サービスの実施状況及び利用者の状態等を定期的に確認したときは、その内容について、市長に報告し、受託機関に情報提供を行わなければならない。

（受託機関の責務）

第13条　受託機関は、配食サービスに従事する職員及び調理室について適正な衛生管理を行い、食中毒の防止に努めるとともに、保健所等と連携を保たなければならない。

２　受託機関は、栄養士を配置し、利用者に適した献立を作成するよう配慮しなければならない。

３　受託機関は、配達に従事する者に身分を証明する証票を携帯させるとともに、利用者又はその家族等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　受託機関は、第８条及び第９条第２項の規定により通知を受けたときは、昼食又は夕食の配達時刻等配食サービスの内容について、速やかに利用者と協議しなければならない。

５　受託機関は、業務を行うために必要な帳簿等を整備するものとする。

６　受託機関は、配食サービスの実施状況について各月ごとに別に定める報告書により、市長に報告しなければならない。

７　受託機関は、定期的に利用者の状況把握を行い、代行申請者から利用者に関わる情報提供を受けた場合は、適宜、フォローアップを行うよう努めなければならない。

（個人情報の保護）

第14条　受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その業務を退いた後も同様とする。

（関係機関との連携）

第15条　市長、代行申請者及び受託機関は、互いに連携を図るなかで、配食サービスの効果的な実施を図るものとする。また、必要に応じて、保健所、医療機関及び民生委員等と連携を図るものとする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附　　則

１　この要綱は、２００４年（平成１６年）４月１日から施行する。

２　福山市配食サービス事業実施要綱は、廃止する。

３　内海町における配食サービスの実施日については、第１３条の規定に関わらず、２００６年（平成１８年）３月３１日までの間は、毎日実施するものとする。

４ 沼隈町の編入日以降、同町の区域内における取扱いは、２００５年（平成１７年）３月３１日までの間は、沼隈町 の従前の例による。

５ 前項の場合において、従前の申請書は、第７条の利用申出書とみなす。

６ 沼隈町における配食サービスの実施日については、第１３条の規定に関わらず、２００８年（平成２０年）３月３１日までの間は、毎日実施するものとする。

７ 神辺町の区域内においては、２００６年（平成１８年）４月1日からこの要綱を適用する。

８ ２０２４年（令和６年）４月１日以前に配食サービスの利用を開始した者の取扱いについては、第４条の規定に関わらず、２０２４年（令和６年）６月３０日までの間は、従前の例による。

附 則

この要綱は、２００５年（平成１７年）２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２００６年（平成１８年）３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。

　　附 則

この要綱は、２００７年（平成１９年）１２月１日から施行する。

　　附　　則

　　この要綱は、２００８年（平成２０年）４月１日から施行する。

　　附　　則

　　この要綱は、２００９年（平成２１年）４月１日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、２０１１年（平成２３年）４月１日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、２０１２年（平成２４年）４月１日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、２０１４年（平成２６年）４月１日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、２０１５年（平成２７年）４月１日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、２０１８年（平成３０年）２月８日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、２０１９年（令和元年）１０月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、２０２２年（令和４年）４月１日から施行する。ただし、改正後の第４条第１号イの規定は、２０２０年（令和２年）６月１日から適用する。

附　　則

　　この要綱は、２０２３年（令和５年）４月１日から施行する。

附　　則

　　この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

別表１（第６条及び第11条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **委託料区分** | **単価** | **支払い** |
| 基本委託料 | ３３０円／食 | １食当たりの委託単価に配食数を乗じた額 |
| 加算（走島町） | ３，７６０／往復 | 基本委託料とは別に加算 |
| 加算（山野町訪問困難地域） | ３６０円／食 | 基本委託料とは別に加算 |
| 事務手数料  （訪問困難地域） | １００円／食 | １食当たりの単価に配食数を乗じた額 |
| 訪問時の異変への対応 | １，０００円／時間 | 訪問時、異変があった場合の緊急対応については、１時間を超える対応毎に加算。（１時間未満の対応を除く） |

別表２（第11条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| **食事区分** | **上限** |
| 普通食 | ５００円／食 |
| 特別食 | なし |